

平成30年度中小企業庁委託事業

# 下請かけこみ寺活用事例集

公益財団法人 全国中小企業振興機関協会

# 下請かけこみ寺本部

## 目次

【ご利用にあたっての注意事項】	1
-----------------	---

### 平成30年度下請かけこみ寺活用事例（新規分）

<u>事例1</u>	<u>書面の交付義務</u>	<u>2</u>
<u>事例2</u>	<u>書面の交付義務</u>	<u>3</u>
<u>事例3</u>	<u>受領拒否の禁止</u>	<u>4</u>
<u>事例4</u>	<u>下請代金の支払遅延の禁止</u>	<u>5</u>
<u>事例5</u>	<u>下請代金の減額の禁止</u>	<u>6</u>
<u>事例6</u>	<u>返品</u> の禁止	<u>7</u>
<u>事例7</u>	<u>買ったたき</u> の禁止	<u>8</u>
<u>事例8</u>	<u>購入強制・利用強制</u> の禁止	<u>9</u>
<u>事例9</u>	<u>不当な経済上の利益提供</u> の禁止	<u>10</u>
<u>事例10</u>	<u>その他(無料求人広告)</u>	<u>11</u>

## 【ご利用にあたっての注意事項】

1. 本活用事例集は、下請かけこみ寺の相談事業について理解を深めていただき、多くの中小企業の皆様に、企業間取引に係る紛争の解決等に下請かけこみ寺を利用していただくために作成したものです。
2. 本活用事例集の作成に当たっては、下請かけこみ寺に相談があった事例を参考にしつつ、分かりやすく作成しました。  
また、相談者等の秘密保持の観点から、掲載事例は実際の個々の相談事例と異なるものであることにご留意願います。  
相談活用事例については、取引相手方企業が明らかに下請代金支払等遅延等防止法(以下「下請代金法」という。)に違反しているおそれがあり、相談者が行政による厳正な法の執行を求めた場合の事例は掲載していません。
3. 実際のトラブルは少し事情が異なるだけで結論が全く異なってしまう場合もありますので、実際の相談は、最寄りの下請かけこみ寺や法律の専門家にご相談するようにしてください。
4. 下請かけこみ寺では、中小企業の皆様方の債権回収代行はできませんが、債権回収や疑問点解決のための助言はさせていただいておりますので、遠慮なく相談してください。  
なお、下請かけこみ寺で受けた相談内容は、情報が漏洩しないよう厳重に管理しております。

## 平成30年度下請かけこみ寺活用事例集（新規）

### 事例 1【書面の交付義務】

#### 《相談内容》

B社(資本金:5,000万円)は、テレビ番組の制作会社をしている。請け負ったテレビ番組制作等をA社(資本金:200万円)に下請けに出しているが、A社に対して発注書の交付を行わずに、口頭での発注となっている。作業内容も定まっていないことから、制作金額や納期などについても全く定まっていない。しかし、制作にかからないと納期に間に合わないことから発注書を待たずに着手せざるを得ない上、B社からはさらに追加や手直し等が多く制作作業が延び延びになっている状況である。このような口頭での発注状況の中で、B社から、発注書等を発行して貰うことについてどのようにB社との協議をすればいいのか教えてほしい。

#### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

ご相談内容は、資本金区分及び委託内容(情報成果物の作成委託)から下請代金法に該当する取引と思われます。

B社の発注担当者において下請代金法について精通していないかもしれないことが考えられます。公正取引委員会のホームページから下請代金法のコンテンツ取引などのパンフレットを出力していただいて、パンフレットを提示しながら発注担当者に対して、発注書の交付を依頼し、親事業者には「発注書に必要共通記載事項を全て記載網羅し、発注後直ちに発行する義務がある」ことなどを説明し、発注書等の発行要請を行うように助言をした。

#### 《留意点、考え方》

下請代金法第3条の書面の交付義務違反や親事業者の禁止事項(遵守事項)の違反が考えられます。

発注担当者に対して、下請代金法を説明されるときには、冷静に話し合いを進めることが大事ですので、面接の際には、感情的にならないように十分に注意してください。さもないと、今後の委託取引に影響が出る可能性もあり得ます。

[\(目次に戻る\)](#)

## 事例 2【書面の交付義務】

### 《相談内容》

B社(資本金:6,000万円)はソフトウェアの開発を業として行っています。B社から、A社(資本金:300万円)に対して、B社が請け負ったソフトウェアの開発の一部を依頼しています。ソフトウェアの開発依頼では、発注時に仕様等の詳細が決まっていないことが多くあり、B社は発注段階で発注書を交付してくれません。下請代金法が適用される取引においては、親事業者は、発注に際して、下請事業者に対し、直ちに、原則として必要記載事項を記載している書面の交付をしなければならないと聞いたことがあります。B社に対して、発注書等を発行して貰うことについてどのように協議をすればいいのか教えてください。

### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

親事業者は、原則として発注の都度、下請代金法第3条に定められた必要記載事項を記載した書面を交付する必要があります。しかし、例えば、発注時にその内容を定めることができない正当な理由がある場合には、その理由と定められる予定の期日を記載した上で、当該事項を記載せずに書面を交付することができるという例外が認められております。ただし、記載しなかった事項の内容が確定した後は、直ちに、その事項を記載した書面を交付する必要があります。

### 《留意点、考え方》

親事業者は、下請取引の発注を行ったら、直ちに、発注書面を下請事業者に交付しなければならないとされています。しかし、例外的に正当な理由があれば記載できない事項を記載せずに交付をすることもできますので、一度、下請代金法についてのガイドブック、例えば、ポイント解説下請法などをダウンロードいただき、内容等を確認されることが大事です。

[\(目次に戻る\)](#)

### 事例 3【受領拒否の禁止】

#### 《相談内容》

B社(資本金:3億円)は、A社(資本金:7,000万円)に機械部品の製造・加工を依頼している。A社は依頼された機械部品の生産を開始したところ、B社の社内の検討結果において、設計変更をしたとして当初依頼した規格とは異なる規格のものを納品するよう口頭で指示された。A社は、既に依頼された部品を完成させたことも伝えたが、一方的に、当初依頼した部品は使い道が無いので不要であるとして、A社が生産した部品の受領を拒んでいる。

このような場合、どのように交渉すればいいのか教えてほしい。

#### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

下請事業者の給付品が完成している段階において、下請事業者の責めに帰すべき事由がないのに仕様変更を行い指定納期に影響を与えるような場合には、受領拒否の禁止に該当すると考えられます。

しかし、この相談内容の場合、資本金区分から、下請代金法の適用のある下請取引に該当しないと考えられますことから、弁護士無料相談で弁護士のアドバイスを確認し、親事業者と交渉を試みてくださいと助言をした。

#### 《留意点、考え方》

下請代金法は、親事業者が下請事業者に対して委託した給付の目的物について、下請事業者が納入してきた場合、親事業者は下請事業者には責任がないのに受領を拒否すると下請代金法違反となり得ます。

[\(目次に戻る\)](#)

#### 事 例 4 【下請代金の支払遅延の禁止】

##### 《相談内容》

A社(資本金:3億円)は自動食器洗淨用機械の製造をしております。

A社、自動食器洗淨用機械に用いる製品の多種類部品の製造をB社(資本金:1,000万円)に依頼しています。B社は納期日に部品を納品しましたが、A社が先月組み立てた製品の一部に瑕疵があったことにより、原因を調査中であるとして、下請代金の額の支払いを先に延ばされています。

A社の一方的な考え方により原因がはっきりするまで何か月も代金の支払いをされないことは、下請代金法上問題ではないのでしょうか。

##### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

下請代金法について概要を説明し、当該法においては、適用の対象となる下請取引の範囲を①取引当事者の資本金(又は出資の総額)の区分と②取引の内容(製造委託)、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託)の両面から定めており、この2つの条件を満たす取引に下請代金法が考えられる。

相談内容から考えれば、製造委託に該当すると考えられ、資本金額も、下請代金法上の区分に該当する場合は、下請代金法の適用となる取引となり得ます。

##### 《留意点、考え方》

親事業者は、給付の受領日から60日以内のできる限り短い期間内に支払期日を定め、その定めた支払期日に代金を支払わなければならない。

[\(目次に戻る\)](#)

## 事例 5【下請代金の減額の禁止】

### 《相談内容》

B 社(資本金:1000 万円)は、A 社(資本金:2 億円)から婦人服等の製造を受託し、海外の協力会社に依頼し、納品も海外の協力会社から直接納めています。

その際、A 社は製品を納品する際に、検査・検収も行わず、納品した婦人服等を A 社の取引先に納めています。取引先から納めた製品の色むらなどを指摘され、一部の色むら製品のやり直しをして欲しい旨の連絡がありました。

なお、やり直しの代金は無償でお願いと強く言っておりますが、やり直しについて無償で行わなければならないものなのか教えてほしい。

### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

下請代金法について概要を説明し、当該法においては、適用の対象となる下請取引の範囲を①取引当事者の資本金(又は出資の総額)の区分と②取引の内容(製造委託)、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託)の両面から定めており、この 2 つの条件を満たす取引に下請代金法が適用されると伝えました。

相談内容から考えれば、製造委託に該当し、下請代金法が適用される取引と思われます。下請代金法上、下請事業者は、責任がないのに親事業者が下請事業者に対して、費用を負担せずにやり直しをさせることは、問題となります。しかし、下請事業者は責任があるものであればきちんと瑕疵の部分を確認し、十分な協議をされ、双方で納得のいくことが大切です。また、十分な協議の結果内容などを文書・書面化されることが重要です。

### 《留意点、考え方》

親事業者は、下請事業者は責任がないのに親事業者が下請事業者に対して、費用を負担せずにやり直しをさせることが問題となります。やり直しとは、給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせることであります。

[\(目次に戻る\)](#)



## 事例6【返品の禁止】

### 《相談内容》

B社(資本金:2億円)は、A社(資本金:10億円)からA社が販売している製品の部品の製造を依頼されております。B社が製造する部品については、A社が全数受け入れ検査を実施しているものと、まったく、検査が省略されているものとの2種類があります。A社において、受入検査では発見できなかった部品の瑕疵について、納品から1年以上を経過しているものについてまでも返品してきます。また、受入検査を省略しているものまでも返品をしてきます。このようなことについて、下請代金法上、問題ないのでしょうか。

### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

下請代金法においては、適用の対象となる下請取引の範囲を①取引当事者の資本金(又は出資の総額)の区分と②取引の内容(製造委託)、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託)の両面から定めており、この2つの条件を満たす取引に下請代金法が適用されます。

相談内容から考えれば、A社の行為が下請代金法に規定する「返品の禁止」に該当するかが問題となると思われます。

下請代金法では、返品することのできる期間は、直ちに発見できる瑕疵の場合には、瑕疵発見次第速やかに、また、直ちに発見できない瑕疵について、受領後6か月以内とされています。(ただし、一般消費者に対して品質保証期間を定めている場合は、その保証期間内であって、かつ最長1年以内の返品については問題ないとされています)。しかし、受入検査を省略した部品については、受入検査を放棄したと考えられ、返品することはできません。このように、受入検査を省略している部品については、いかなる返品も問題となります。例えば、受入検査について、下請事業者に文書で委任せずに、口頭で委任したにすぎない場合も、返品が許されないことに注意が必要です。

### 《留意点、考え方》

親事業者は、返品する場合、下請事業者には責任があるかどうかを確認するのみならず、検査をしたか、及び返品が可能な期間内であるかについても確認する必要があります。

[\(目次に戻る\)](#)

## 事例 7【買ったときの禁止】

### 《相談内容》

部品等の casting・鍛造業である B 社(資本金:2 億円)は、自動車関連メーカー A 社(資本金:200 億円)から自動車エンジン部品の製造を依頼され、製造していますが、2~3 年前から、原材料が高騰したため、現在の単価では厳しいことを伝えました。その後、何回かの話し合いを行いました。折り返いがつかず、A 社からは、どうしても値上げをするということであれば、他の事業者に見積もり依頼をし、B 社に発注をするを取りやめると連絡がありました。このような A 社の対応について下請法上、問題はないのでしょうか。

### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

A 社と B 社との取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、取引の内容も製造委託と考えられますので、下請代金法が適用取引と考えられます。

一般的に、買ったときに該当するか否かについては、行政庁は、色々な要素を勘案し、総合的に判断しますと言っています。例えば、下請代金の額の決定にあたり、下請事業者と十分な協議が行われたかどうかなどの対価の決定方法や通常支払われる対価との乖離状況などを総合的に判断することになります。

なお、契約を誰と結ぶかなどは、最終的には発注側の裁量に委ねられることとなりますが、取引を今後とも引き続き継続したいという意思があるのであれば材料が高騰している状況で高騰分を転嫁できなかった場合、今後の生産活動に支障を来すことなどを訴え、発注側と十分な協議を行い双方で意思の疎通を図ることが大切であると考えます。

### 《留意点、考え方》

親事業者が下請代金を決定する際に、その地位を利用して、限度を超えた低い対価を押し付けると、下請代金法上問題となります。親事業者は、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議を行うことが大切です。

[\(目次に戻る\)](#)

## 事例 8【購入強制・利用強制の禁止】

### 《相談内容》

B社(資本金:3,000万円)は、A社(資本金:10億円)から食料品の製造・加工の依頼を受けていますが、A社が製造している一部の製品について購入してほしいと言われました。B社は毎年毎年繰り返されることから、今回依頼された製品の購入を断りました。すると、A社の担当者からこの後の取引については見直さなければというような発言がなされました。今後のこのような事を考えると購入した方がいいのでしょうか。

下請代金法ではこのような時どのように判断すればいいのでしょうか。

### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

A社とB社との取引は、下請代金法の資本金区分を満たしており、また、取引の内容も「製造委託」に該当するので、下請代金法が適用される取引と考えられます。その場合、親事業者が下請事業者に対して親事業者の指定する物やサービスの購入・利用を強制しますと、下請代金法の禁止する購入・利用強制に該当することとなると思います。

今回のように取引先の担当者から購入を求められた場合は、通常強制になると考えられますので、A社の行為は下請代金法に抵触する行為であると思われます。さらに、購入しないことを明確に伝えていたにもかかわらず、今後の取引について見直さなければなどといって購入を迫るということは、優越的な地位の濫用としても問題となるおそれもあります。行政庁(公正取引委員会又は中小企業庁)に情報を提供し、下請代金法上問題がないかを確認されるとよいでしょう。

### 《留意点、考え方》

親事業者が下請事業者に自ら指定する物品を強制的に購入させたり、サービスを利用させたりすると、問題となります。

強制になるかどうかは、「事実上購入・利用を余儀なくされているか否か」で判断されますが、下請取引に影響を及ぼすこととなる者が要請する場合は、通常強制になると考えられています。

[\(目次に戻る\)](#)

## 事例 9【不当な経済上の利益提供の要請の禁止】

### 《相談内容》

A社(資本金:2億円)は、B社(資本金:50億円)から継続して製品関連部品の製造の委託を受けています。A社は、部品の製造に金型を使用していますが、金型の所有権はB社にあるものの、現在製造に使用中の金型はもちろん、量産終了後の製品の部品の金型や長期にわたり使用されない部品の金型等についても一定期間を越えてずっと保管、管理させられています。

金型には大小様々なものがあり、特に、大きな金型については、自社の倉庫では入りきらないので、別途倉庫を借りて収納をしています。その倉庫費用の負担が経営状態に重くのしかかっています。B社の担当者に実情を説明し、廃棄するのか、引き取ってもらえるのかを求めても、社内の方針が明らかになっていないので、もう少し待ってほしいとだけ言われ、期間だけが過ぎて現在に至っています。

どのようにすればよいのでしょうか。

### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

A社とB社との取引は、下請代金法の資本金区分の基準を満たしており、また、取引の内容も「製造委託」に該当すると考えられ、下請代金法が適用される取引と考えられます。

先ず、量産終了後の部品の金型(補給品)の所有権について契約書等でどのように取り決められているかなどを確認し、所有権がどちらであるのかをはっきりさせ、契約書等でまったく定めていない場合は、誰が金型製作を発注したかなど発注書等で確認し、その製作費用を負担しているのか等の事実関係の確認を早急に行うことが大事です。

金型の保管とその費用負担について、どのように取り決めがなされているかなどについても契約書等の書類で確認をされることが必要であります。

本事例においては、親事業者B社が所有する金型のA社に対して無償で保管させていますが、そのような行為によって下請事業者の利益を不当に害すると、下請法上の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがあります。

### 《留意点、考え方》

平成28年12月14日づけの運用基準においても、金型の長期保管等について保管料を親事業者が無償で行わせること等が禁止事項に該当すると明確に示されています。

[\(目次に戻る\)](#)

## 事例 10 【その他(無料求人広告)】

### 《相談内容》

A 社は、保育園等を営んでおりますが、突然、求人広告会社から、インターネットによる求人広告が 3 週間無料で掲載できるサービスがありますので、そのサービスを利用しないかとの電話勧誘を受けました。無料ならと、契約書的なものをよく読まないで申込書を送付してし、3 週間経過後に掲載をやめると伝えました。ところが、相手からは、契約は自動更新されており、3週間経過後の分については、掲載料を支払わないと解約できないと言われました。確認することが大変であるくらいの小さな文字でそのようなことが記載されているのですが、納得がいきません。

どのようにすればいいですか。

### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

無料で求人広告を掲載できるということから、申込書をよく確認せずに送付して申込をされたようですが、契約をなされる前に申込書を確認し、又は、当該事業者をインターネットで調べるなどしてみるべきであったと思います。

いろいろな場合が考えられ一概には言えないと思われまますので、このような契約が有効なのかどうか、一度、弁護士からのアドバイスをうけてみるとよいと思います。日本弁護士連合会において行っている「ひまわりほっとダイヤル」などを利用するとよいでしょう。

### 《留意点、考え方》

相手の口頭説明だけで契約等を行うのではなく、契約をされる前に契約書をよく読んだり、情報の収集をしたりすることも大事ではないかと思えます。今は、色々な情報ツールがありますので、それらを利用して、事前に確認し、慎重に検討をすることが必要ではないかと考えられます。

[\(目次に戻る\)](#)